

社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会地域福祉活動補助金ボランティア活動振興事業実施要領

（目的）

第1条 この補助金は、社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、ボランティア団体が主体的に実施する事業等に対して補助することにより、ボランティア活動を支援し、さらなる活動の活性化を目指すとともに、地域の連携と協力体制を構築し地域の福祉課題等の解決を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、以下の条件を全て満たすボランティア団体とする。

- （1） 活動拠点が那須塩原市内であること
- （2） 活動範囲が特定の地域を対象としていないこと
- （3） 本会ボランティアセンターに当該年度の4月1日時点で、2年以上登録していること（ただし、過去5年以内に登録していた期間がある場合は、登録期間として通算する）

（補助金の補助率）

第3条 補助金の補助率は別表のとおりとし、対象となる事業の支出に補助率を乗じた金額で交付限度額の範囲内で交付する。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付限度額）

第4条 補助金の交付の限度額は別表に定める。

（対象事業）

第5条 補助金の交付の対象である事業は別表に定める。

（その他）

第6条 この補助金は、予算の範囲内において交付する。

- 2 この要領は3年毎に改正する。（次回令和10年度改正、令和11年度施行）
- 3 補助事業者は、標記補助金を活用しての事業であることを表記しボランティア活動振興事業のPRに努めるものとする。（事業要項やチラシ等への標記補助金名の記載等）

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区分	対象事業名	補助率	交付限度額	備考
①	ボランティア活動に必要な備品の購入	8 / 10	50,000円	個人の備品となるようなものは除く
②	地域（自治会、福祉部、地区社協等）と協働で行う福祉を目的とした事業	5 / 10	30,000円	
③	他のボランティア団体及び福祉的団体等と協働で行う福祉を目的とした事業	5 / 10	30,000円	
④	会員研修事業	5 / 10	30,000円	団体の活動の充実、会員の知識・技術の向上のために行われる研修の費用
⑤	上記②から④の事業の目的を達成するために使用する車両（バス、レンタカー、タクシー等）に関わる費用	10 / 10	50,000円	
⑥	その他、社会福祉協議会が認める費用	10 / 10	10,000円	団体の運営に必要であると社会福祉協議会会長が認める費用

（注意事項）

- 人件費及び事業に直接関係のない費用への支出は対象外とする。
- 区分①から⑥の申請について、一つの補助事業者が年度内に申請できる区分の数は、それぞれ1回とする。
- 区分①から⑤の申請について、国や地方公共団体の補助金、助成金等を受けている事業、又は他の民間機関等から助成を受けている事業は除く。また、主たる目的が宗教、政治に関するものは対象外とする。
- 区分①の申請について、ユニフォームや機器類等耐用が認められる備品は、交付決定した年度から5年は申請を受け付けない。
- 区分⑤の申請について、区分②から④の申請とあわせて申請するものとする。また、申請の際、行程表を添付することとし、当該事業の中に会員の交流（観光、申請団体に直接関係ないと思われる研修）等が含まれている場合には対象とならないことがあるため、申請前に申し出を要するものとする。

（申請書の提出期限）

- 区分①から⑤の申請は事業実施日の30日前までとする。ただし、最終提出期限は原則当該年度の1月31日までとする。
- 区分⑥の申請は原則当該年度の5月31日までとする。なお、当該年度の総会資料等を添付するものとする。